

和歌山県環境影響評価審査会（令和3年9月8日）議事概要

- 1 日時 令和3年9月8日午後1時半から午後4時半まで
- 2 場所 和歌山県書道資料館 大ホール
- 3 出席者 別紙のとおり（委員11名、事務局3名、事業者10名）
- 4 審議案件

（仮称）中紀第二ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書について（第5回）

5 議事概要

事業者：（前回審査会からの宿題に対する事業者見解の説明）

委員：私、植物の専門家ではないので分からないところもありますけれども、ブナについて、3ページに示されるように、最初の計画から3本の大きなブナを切り倒すことを回避できるというわけですがけれども、とんでもない話だと思います。この3本のブナをこのようにすることによって、回避できて、これらのブナが守れるとは到底思えませんね。少なくとも、改正案を出されるのであれば、ここのT8では風車を建てない、少なくともそれぐらいの改正だったらこのブナが維持できるかなと思いますけれども、いかがでしょう。

委員：ここにブナがあるということは、資料1の9番目の回答に、「以下のことを採用しました」ともっともらしく何項目か書いてある。その一番上に「白馬山の西尾根部を区域から削除した」と、事業をやる前に真っ白の日本地図を広げて、どこだと決めるわけではないと思う。現地を見てこういうところだなというのを、自然環境がどうであるかということをもろつきり頭に入れずに計画を立てたとしか思えない。我々は、自然環境に配慮してやっていますと言いますがね、初めからそんなのを完全に無視して計画して、これだけ削りました、これだけ削りましたと言って、我々は努力してるんだということを評価してもらおうと思ったら、多分それは無理だと思う。

それで、今のブナの問題ですけれども、ブナなんていうのは白神山地に行けば、いっぱい生えている。じゃあ、なぜ、あそこのブナは大切にしなければいけないのか。その意味が分かってなければ、保護しても仕方ない。それは事業者がそういうことを認識して、やるというのは、正当なことだけれど、委員会にかけられて、じゃあ削りますと言われたのでは、私としては、この前も言いましたけど、おとりだと。初めから削ることを予定して、計画を立てておいて、委員会で問題になったら、我々の努力で削りましたという実績を上げるためのオトリじゃないかという気がしてならない。

事業者：白馬の西側尾根のブナの群落につきましては、弊社としては、環境影響評価法に則りまして、配慮書の段階で、そのエリアが入ってきておりましたけれども、配慮書手続の中で「配慮すべき」ということで、方法書の段階で削らせていただいた。そ

それはそれ以上でもそれ以下でもないということで、ご理解いただきたい。

ブナの8号機は、「言ったからずらしたんじゃないか」、「最初からずらせ」という話だとは思いますが、今回、我々もブナが3本生えているということ、現地立ち合いするまで、ラインセンサス等々植物調査をしてる中で、把握できてなかったという落ち度もありまして、大変ご迷惑おかけしたんですが、今回、動かした前提条件として、この周辺が一級保安林になってるということで、一級保安林の改変の仕方ですとか、正確なラインを森林整備課と、数回、協議させていただきまして、ヤードの改変がこういう形であれば、一級保安林の中に一部入ることもできるんじゃないかということで、調整をさせていただいて、ぎりぎり外せたというところが実態でございます。

委員：この8号機なんですけれども、東南の方に25mぐらい移設して回避したということですが、ピンポイント感が否めないです。まとまった面積を確保したいというのが最低条件だと思います。委員が提出された「ブナ林について」の2ページ目の特に下の最後の方なんですけれども、もろ手を挙げて賛成したいと思います。新紀州御留林ということが紹介されています。御留林はもともと江戸時代から土砂災害防止とか森林資源の確保のために大名が立入りを禁じた場所ですけれども、和歌山でも徳川頼宣が進めました。尾張藩でも木曾ヒノキを保護したり、弘前藩でも津軽ヒバを保護してきました。県の2016年、平成28年度の新政策として、徳川頼宣の紀州御留林の頭に「新」を付けまして、新紀州御留林制度というのを政策として予算を付けました。財源は紀の国森づくり税を積み立てた紀の国森づくり基金を活用するという事です。5年間で100haぐらいの公有化を目指すと県は言っておりまして、その後、護摩壇山で検討されたと聞いていますけれども、5年たってどうなっているのか分からないですけれども。今回の風力発電のブナ林は、紀伊半島の最も貴重な魅力的な場所が、今回の肝になっているかと思います。新紀州御留林制度というのを今回のことについても県の方で検討していただきたい。今回の風力発電に直にという訳ではありませんが、これを契機にこの制度を活用していく方向に環境生活部の方でも持って行っていただきたい。

委員：ブナ林についての話ですが、クマタカを絡めて話をしたい。2014年から広川・日高川ウインドファームも、中紀ウインドファームも、クマタカの繁殖が見られていないようです。今度、中紀第二の調査でも、1か所しか育ち雛の確認はされていないんですが、修理川の上流だけなんです。私的には尾根は壊して欲しくはないんですけれども、もしかしたら、8号機とか、11、12号機の部分を残してもらったら、クマタカはもしかしたら、まだ繁殖していける可能性もあるんじゃないかと、そういう思いであります。

委員：資料でお渡ししている「紀伊半島西限域のブナ林について」という資料について、説明をさせていただきます。現地調査で、ブナが生えていることを確認して、あの

時はあまり時間がなく、詳しく見るができなかったので、改めて現地に行ってきました。そこで感じたことをここにまとめてみたんですけど、このページの一番上書いてますように、白馬山山頂が紀伊半島西限域のブナ林として、特定植物群落としてリストアップされている。植物に詳しい方はご存じなんですけれども、紀伊半島のブナというのは非常に特殊な遺伝子的な形質を持ったブナでありまして、日本全国にあるブナとは全く違って、紀伊半島だけのブナということであり、貴重な種であるというところを、まず、踏まえておいていただきたい。

その次ですけども、事業者は、事業計画地から重要群落が位置する白馬山を除いた計画を作成されました。今回、この地域を除いて計画したということで進められたんですけども、その調査の中に、今回見つかったブナ、重要な群落は確認されなかったと報告されております。今回、そこに確認されたと、T8 と T11 の 2 か所について見てきたんですけど、準備書に書かれている内容は、ブナが記載されていないということを除けば、その内容がほぼ正しいのかなという状況でした。ここにある樹種はざっくりと見て把握できたもので、抜けているものもあるかもしれませんが、白馬山の山頂にあるブナ林と遜色のない森だなというのが、私の印象です。確かに、白馬山の森は古いんです。少なくとも 100 年、それ以上経っているという、古いという価値があるんですけども、この 2 か所についても、樹齢は 6,7,80 年ぐらいかなというふうに思いながら歩いたんですけども、樹種構成的には、白馬山山頂のブナ林と何ら遜色のない森林であるというふうに、私は判断して帰ってきました。

その裏のページ 2 番、各林分についてというところを見ていただきたいんですけど、8 号地について、ここは立地としても、今まで白馬山頂とされていたブナの西限が、こっちまで移動してきたと、現時点では紀伊半島の一番西の端のブナ林というふうになってきてまして、生育は 3 本と報告されているんですけど、現地を見ると 4 本ですかね、ピンクのテープが巻いてあって、現地では確認されているのかなと思ったんですけども、僕が見る限り 4 本、4 本目のブナは 2 本立ちぐらいになっている、そういう木でした。ここは林道と作業道に区切られた非常に狭い尾根に成立した森林で、このままほっておくとやがて消えてしまう危惧の大きい、そういう環境ではあります。実際の天然林として 1,000 m²あるかどうかというその程度の面積の中に辛うじて生き残ったという状況でした。

ですから、僕からちょっと県へのお願いになるんですけど、貴重な植物がある森ですよと認識いただいて、非常に伐採しやすい場所になりますんで、また、有田川にも来年あたりからバイオマス発電所も立ち始めていますし、その燃料として、あの地域から木材がどんどん供給されるという事態になってくると思うので、誤って伐採されないような処置は、考えていただきたいなということを書いています。

もちろん、今、ここに計画を出していただいていますように、ずらしたからといって、ブナが守られるのか、先ほどから、委員の皆さんがおっしゃっていますように、ブナが大事なんじゃなくて、ブナ林が大事、その林が大事なんだという認識で計画を作っていただきたい。そこにこの木が一本あるから、その周りの木を全部切ってしまうていいよという事ではなくて、ブナが育つような、そういう環境の森が、ここに残っていた、そういう認識で、環境を考えていただきたい。

併せて、11号地ですね。11号地とその端っこに12号地も含まれている、そういうエリアに3ha程度の天然林があります。西半分は7,80年程度経ったもの、あそこに行った第一印象は、皆さんいい森だなあと言っていた印象のとおりです。東半分はもっと若くて、伐採後2,30年経ったのかなという若い広葉樹林、天然生林ということになるんですけど、このまま安定して成長していくとシラキーブナ群落として本県にとっても貴重な森林に育っていくのではないかと、そういう期待の持てる森というふうに感じました。

これについても先ほどと同じように、ここの部分については、ここは保存しておきたいという森であります。あの地域、林道白馬線を走ると、ほとんど植林されているんですよ。その中にわずかに広葉樹の天然の森が残ったという、そんな虚しい状況なんですけれども、残った森というのは貴重なんです。将来、あの辺の人工林が伐採されて、その後どういう森に移り変わっていくかというのを考えた時に、今わずかに残っている天然林というのが、ノアの箱舟みたいなもので、あそこに残っている木の種があちこちに広がって、新しい森を作っていくと、そういう意味で、今ある森が貴重なんですね。そういうことを理解していただいて、あの辺りに風車を作るといことについて、考えていただきたい。これが、私からのお願いです。下の方に県へのお願いということも書いていますが、そんな形で、これについても事務局の方には理解いただいて、あの地域の森の保護というのを考えて欲しいなというふうに考えております。

ということで、今日はせっかく、移動しましたという計画も出していただいているんですけども、両地域については、風車の設置をするかしないかという方向から見直していただきたいというのが、私からのお願いというか感想です。

この中に、出していただいた資料1の13ページに書いている、シラキーブナ群落というのは、これは白馬山山頂のことを書いている。新しく見つかった、T8とT11のブナ林については、どう考えられているのかというのが、ここには、書かれてないので、これは改めて書き直していただきたいというふうに思います。あくまで、ブナがあったというのではなく、それをどう評価して、影響予測をするのか、そこまで書いていただきたい。

委員：今、委員のご意見がありましたけれど、まったくそのとおりで、私がさっき言った、紀伊半島のブナと白神山地のブナは違うんだよと。白神山地のブナはそれでも何

千本とあって、縁を削られても、我々が生きている 10 代から 20 代先までである気がしますがけれども、ここの紀伊半島のブナは、余命一拍もない状態なんです。

生物の分布というのは、個体群があって、そのへり、ここが北限だよ、ここが西の端だよ、ここが南の端だよというところは、非常に重要なんです。なぜかというと、母集団の個体群からある時離れて隔離している時に、遺伝子の変異が起こる。そこだけ特異な。そういうのがあるから、みんな分布の一番端は、守らないかん。遺伝子の変異が起こると何が起こるかという、それは新しい種の誕生の前触れなんです。そこから新しい種が分化するんです。我々が、そんなことも気にせずに、紀伊半島のブナなんて北の方に行ったらいっぱいあるじゃないかと、昔、我々の先祖はドングリを拾って採っていた、そんな問題ではない。それはブナに関わらず、すべての生き物は、分布の限界で遺伝子変化を貯める。それで、そういうことも気にかけずに開発を続けると、これから 100 代か 200 代のブナが本来別種になるところが、絶滅したりする。我々がそれを無神経に開発したおかげで。そういうことを考えてみると、紀伊半島の西の端のここのブナと、南の端の大塔山のブナというのは、非常に日本人にとっても需要だし、世界人類にとっても重要な品種なんです。そういうことを考えたら、今までの議論を含めても、ここはぜひブナは保護するように方向転換をすべきだと、たぶん皆さんは、そう思っていると思います。

それで、その前にもう一つ、先ほど私が質問した中で言ったことは、最初から、ブナの林があると知っていたかどうか知らないけれども、計画の中に堂々と明記しておいて、後で削りますというのは、あれはオトリ以外に何でもない。ちょっとぐらい見たら、あそこにブナ林があると誰でも分かる。ちょっとここで、和歌山県に聞いてみれば、委員とこに行って聞いてみてもいいし、どこ行っても聞いてみるとすぐ分かる。それで知らないです、立てたなら、ここに含まれてましたから、それで削りましたから我々の実績にしてくださいというのは厚かましい主張だと思います。以上です。

事業者：まず、委員の方から出ておりましたシラキーブナ群落の予測影響といったところに今回の 8 号機、11 号機周辺のブナ林として含めるといったところの指摘だと思うんですけども、群集としての意味合いとして捉えるのが、我々としては難しいかなと思うんですけども、特に 11 号機の方は、ブナ 1 本であるという点で優占種であるというシラキーブナ群集の名前をつけていいのかどうかというところは、我々、コンサルとして、そういった名前をつけていくのはどうなのかと思っています。

今回の先生方としてはブナ林というのを、そこに含めてくれというところは含まれるだろうなとは思ったんですが、我々としては、やはり、片方は三本のブナと、1 本のブナという形で見ましたので、その点では、こういった名前に群落、ブナ林ということではないのかなということで、種として、今回は、入れさせていただきます。

いた経緯がございます。そのへん、いかがでしょうか。

委員：その辺は学問的に言うと、あれがブナが優占するシラキーブナ群落かと、そういう議論が出てくると思います。今の白馬山山頂へ行っても、ブナって、今、本当に少ないですよ。優占するような森じゃない。そうですね。

事業者：そうですね、優占ですと、ブナは3本程度しかないかなと。

委員：だから、あの地域で、先生が言われていたように維持の限界域のブナということで、学問的にそれを群集と言うか言わないかという議論ではなくて、あそこにブナが生育している森があるという、その辺の価値観で判断していただきたい。ですから重要群落というところの評価ではなくて、ブナがある森があるというその辺の評価をお願いしたい。

事業者：分かりました。そういった意味合いの、ちょっと考えて、これは追記いたします。それと、委員から、配慮書時点から、白馬山頂の東側のブナ群集を含めていたというお話なんですけど、白馬山自体は、配慮書時点でも区域からは外しておりますので、特定植物群落として、白馬山頂の東側はしっかり色づけがされておりましたので、何とかそこは、外しておりました。ただ、白馬山山頂から西の尾根を一部区域に入れておりましたので、そういうふうを書いて、今回林道がぶつかるところ、下からの林道がぶつかるところまでを削除したという経緯でございます。

委員：6番ですね。私は、環境省の資料をくださいなんて、一言も言ってません。環境省の資料なんて、ホームページに出てるでしょ。そんなの請求してどうするんですか。いろんな風力関係の学会もあるでしょう。そういうところでちゃんと資料を集めてください。それを特定の部分だけに限定して、それで調べました。これ、学生が同じことやったら0点です。すいませんが、ちゃんとやってください。お願いします。

委員：学会では最近の発表はあるんじゃないですか。それを環境省の報告書で説明するというのは、私もいささかおかしいと思います。

事業者：どうも申し訳ありません。いただいた資料が、環境省のものでしたので、私どもも環境省のものと受け取ってしまったので、ただ、調べる段階で環境省という文言だけでなく、騒音苦情という形でも調べていたんですけれども、現時点で調べる限りでは、公表されているのはこの辺であったというのは説明させていただきたいと思います。

委員：さきほどのブナ林の件ですけれども、事業者の方は「現在の状況をブナが1本であるのでそれをブナ林と言うのはどうか」と発言されましたけれども、ブナが形成された過程、一本があることによってこれから周囲に与える影響を考慮してブナ林とすべきというご指摘です。

それと、もう1つは森林の文化として、御留林という立入禁止で森を守ってきたという我が国の森に対する制度が活きているから現在があるという、文化的な側

面も考える必要があるんじゃないかというご指摘があったんですが、そういうところが全く言及されていない。

委員：今、委員がおっしゃいましたけれども、生き物というのは、この世の中で無数に関係しながら、生きている。一人で生きている訳ではない。何にしてもそうです。ブナが1本生えているからといって、ブナが1本だけ土の中で生えているわけではないんです。色んな生き物、動物もあり、植物もあり、関係しながら生きている。それが、生態系というもの。それで、あなたがたがよくやる手段で、貴重なエビネがありましたから、これを掘って、避難しました。移植したって、元の生態系なんて移植できないから、ようするに、それは緊急避難であって、最終的な方法ではない。辺野古で今、サンゴの埋立てで移植しているけれども、ほとんど全部死ぬと思う。ああいうふうに小手先で生き物を捉えるというのは、間違いもいいところで、自分の属する生態系の中で他の生き物と関係しあって生きているという、そういう観点が必要である。それを、貴重なものが出てきたから、今、他に植え付けますという手段が用いられてるのがありますけども、それは、本来、緊急避難であって、最終的な解決方法にはなっていないということを覚えておいてください。

それから、1つ委員が重要なことを言いましたけれども、特に日本の文化というのは、自然と調和ができています。四季の移ろいを見ながら、我々は、いろんなことを考え、いろんなことを感じる。そういうところにあって、我々が有史以前から自然を大切にしてきた。その残りカスみたいなものが、今、この中に僅かに残っている自然なんです。そいつも、もうつぶそうかというような勢いで、工業化が迫っています。我々はそれに対してどうするべきかということ、日本人であるなら、当然、しかるべき考え方がある。左、吉田兼好を読んでください。

これは、知ってますか。すぐ外の生垣にあったサルスベリの花です。ものすごい変わった形をしていると思うはず。それも、どれだけ変わった花かも知らずに片一方で生き物を調査して、それを評価しようとする。どうもこの考え方がおかしい。生き物を調べるといことは、生き物を理解する。アベリアという生垣に植わっていたものですが、アベリアというのは長寿の有名な花です。今日は、そこで3つほどあったけれども、アゲハがこんなに小さい。今年、私の家の周りで飛ぶクロアゲハはこんなに小さい。何かおかしいんですね。気候変動です。例年の温度変化と違う。そういうことも含めて、自然は移ろいでいく。そういうことも十分に考えつく調査をやってほしい。1回やりました、1晩泊まってライトトラップしました。これだけ出ました。これが昆虫相です。動物相です。そんな調査方法を読んだって、何ら、私にはピンと来るものはありません。以上です。

委員：私も植物の専門家ではありませんが、和歌山県のブナは、ここにあるシラキブナ群集というように教科書的に書かれたら、困るんですね。教科書的なものではないんです。白馬山そのもののブナ林というのは、いわゆるアカガシとブナと一緒に

生えているという特殊なところなんです。いわゆる落葉広葉樹と常緑樹と一緒に生えている、そんなブナ林なんです。今回、委員が調査されたブナというのは、これもちょっとね、変わってるんですよ。我々の常識で言うと、ブナと言ったら、普通、ブナとミズナラが対に生えているというのが、和歌山県の森林なんです。ここはね、ミズナラでは無くコナラなんです。こんなところはね、日本全国ほとんどないです。それぐらい貴重な森なんです。大事なのはブナじゃないですよ、森なんです。そこを考えて欲しいな、と思います。

護摩山はブナとミズナラと一緒に生えている。

委員：39 ページ「風力発電施設の設置を支援する日高川町」と明記してあるが、何か具体的に支援するというのは、もっているのですか。

事業者：こちらですね明確になってなくて申し訳ないんですけど、日高川町の総合戦略に白馬山脈における風力発電事業導入については、支援すると書かれていますので、それについては、詳細に明記するようにします。有田川町も同じように正確な名前がちょっと分からないんですけど総合計画の中で、再生可能エネルギーの導入ということで書いてありますので、根拠を明記した形で、評価書には記載させていただければと思っております。

委員：再生可能エネルギーを推進するというのと、風力発電の設置を支援するというのには、かなり言葉に開きがありますが。

事業者：そちらについては別物ですので、改めてこの点について、明確に引用するような形で書かせていただくようにいたします。

委員：そうですね。こういうふうに書かれると、ちょっといろいろと誤解があるし、丁寧に書かないと、条件をもとに支援すると言っているかもしれないし、そのところは丁寧に書いておく必要があると思います。

事業者：ご指摘のとおり、修正させていただきます。

委員：13 ページ、表 10.1.5-20 の文章はあなた方が書いた文章ですか。日本語として、理解し難いんですが。「確認環境は、」として「生育していた。」とありますよね。区域が生育していたんですが、日本語として理解しがたい。次のところも「種としては、結果であった。」としている。

事業者：はい。ご指摘のとおりで、申し訳ございません。誤字がございますので、中身的にもう一度改めさせていただきます。

委員：改めていただけたらいいですけど、会議は何回も開くわけにはいかないのですね。次の会議は、知事に対する意見をまとめなければいけないのですね、最後になりますので、我々がそれを見る機会はないと思います。すぐ回答をもらわないと困るんですよ。

事業者：はい。今、ご意見ございました 2 行目ですね、確認環境は、対象事業実施区域外で、白馬山山頂の東斜面に優占した高木群落として生育していた。

- 委員：主語がエリアですので、エリアの述語がこないと文法的に矛盾しているんです。
- 事業者：はい、失礼いたしました。続いて3行目ですね。「確認された種は、高木層でブナ、
亜高木層でシラキ、ヒメシャラ、低木層でシキミ、シロモジが優占し、出現種数は
24種であった。状況としては、低木層と草本層がニホンジカによる食害が推測さ
れる結果であった。」というような内容で修正したいと思います。
- 委員：モンタージュです。私、素人でまったく馬鹿な質問かもしれませんが、前回、景観
の専門家が、非常におかしいのは、一時だけの風景を撮って、これが景観であるな
んて言えるのか。空は、雲がいっぱいの時も雨の時も太陽がさんさんと山に降り注
いでいる時もある。そういうのは全部集めて、ここはこういう景観ですよと示して
いただくのがモンタージュだと思ってたんです。あの1枚だけでこれがモンター
ジュです、これがいかにと言われると青空が出てきて、これでOKなんですか。私
は素人なので、分かりませんが。
- 事業者：景観のモンタージュを作成する時には、基本的には対象とする風車が目立つような
条件で撮影する。雲が入った写真もありましたけれども、基本的には晴天の時の写
真をフォトモンタージュとして使用するのが一般的です。
- 委員：それで、この景観が一般的であるということが、理解できるんですか。それともあ
る筋の専門家しか理解できないということで、お前ら理解する必要はないとい
うことですか。私の視点で言えば、住民の多くの方はこういう空の時、山の麓にこれ
があって、これが景観だなど、こういう時に風車が建ってこういう景観になるんだ
などというふうに感じるのが、親切なやり方だとしか思えないのですが。
- 事業者：方法書で委員からご意見があって、写真としては、撮っております。モンタージュ
を使って評価するのは、風車を一番視認できる晴天時の写真をもとにモンタージュ
を作成するというやり方が環境省の方で国立国定公園における風車の評価の
手引きというか指針についてもそのようなやり方が記載されているように、四季
の写真を撮って、特に風車が目立つときにフォトモンタージュを作成するという
やり方が、やり方として間違っていないと理解しております。
- 委員：そのやり方は納得できない。なぜかという、問題にしているのは景観なんです。風
車がどう見えるかではない。景観の中に風車がどういう位置を占めているか、とい
うのが住民にとって問題であるし、観光客にとっては問題。それを一番よく見える
方法は、空は青だから1枚にするのは、趣旨が違うと思いますが、違いますか。
- 事業者：アセスにおいては、いわゆる安全側という判断で、風車が目立つ状況で撮って、な
おかつフォトモンタージュを作成するというのが、やり方としては間違っていな
いだろうと思うんですけれども。
- 委員：一番大問題が、前から問題としている整地したところの排水口の四角い池の大きさ
なんです。どっかの報告書にあるんですけれども、四角い大きさは、横に車が置
いてあったものから私は判断したんですけれども、だいたい2m×2m、違います

か。

事業者：2m×2m とは限られておりません。ヤードごとに設計基準がございますので、標準的な例としてお出しさせていただいております、すべてのサイズが同じではありません。要はその改変面積が大きければ、排水量は増えますんで。

委員：この1ページの地図がある。開発面積がだいたい5000㎡ある。一辺2mの四角い排水口の中へ、雨が降ったとき、全部そこへ流そうという。私がやった計算は、大体時間100mmの豪雨が降ったら、ここの全敷地に降った全部を四角に掘り込むと100mというとんでもない高さが必要だった。それをあれだけで排水しようというのは、どう考えても計算できなかった。ちょっと説明して、単位がちょっと違うのではないか、あんな小さな溝で。

事業者：この沈砂池に関しては、土を沈殿させて、濁度を落として排水管から流すという形になってますけれども、前回もちょっとお話しましたが、周辺に小堤という形で30センチから50センチぐらい土を盛って、ヤードがプールになるような形にしておりますので。

委員：ここは時間100mm降るんですよ。ここに降った水全部をあの排水管に収めようとするんですよ。要するに理論的には外へ出ていかないという設計、面積を考えて計算してください。どっか間違っていると私は思う。2m×2mの四角に時間100mmの雨を全部収めようと言うんだ、どっかおかしい。

事業者：沈砂池の面積がどのぐらいの大きさなのか、写真では、確かに先生のおっしゃるような小ささを想像させる写真になってございます。準備書の576ページに沈砂池や排水口等々の設計した面積を記載してございまして、表10.1.2.1-8 改変面積及び沈砂池の面積というのがございまして、それぞれの改変場所に合わせて、必要とする沈砂池の大きさが変わります。一番小さいものだと、16㎡、4m×4mになりますかね。一番大きいのが36㎡と場所、場所に合わせて、大きさを変えると、当然設計ですのでその状況に合わせて変えるのは当然でございますのでそのようにさせていただいております。改変面積、先生の算出では5000㎡ぐらいあるんじゃないかというお話でしたけども、現実にはもう少し小さいかなと思ってるんですが、その面積ですね、アスファルト舗装するわけではないので、ある程度は浸透していくという部分がございますし、それを改変ヤードの中で浸透する部分もあれば、浸透しきれず溜まっていく部分もある。その溜まってくるのをできるだけ急激に流下していかないように長堤をぐるりと回りで作って、ある程度一気に流れないような措置を取りつつ、その先にしがら柵を、樹木で土砂を止めたりとか、それからフロン籠で水の勢いを分散させたりとかを合わせながら、流域方向が変化しないことが大事だと聞いておりますので、そういう観点で設計をし、対策を施していくことで、このアセスメント審査の後、林地開発の協議だとか、そういったものが動いていきますので、その中でさらに審査をいただいて、大きさとか考え方の

整理がなされていくというふうに考えております。今お示ししているものは、基本的には、県がお示しされている、国が示している基準とか考え方を取り入れて設計はしているんですけども、最終的にはその設計で十分かどうかは、しっかり審査をいただいて決めることとなりますので、そこはまだ今、見ていただいた 576 ページに書いている前提条件よりも厳しくなることもあるかと思えます。

委員：関連する話で、設計の話もそうなんですが、気象的なもので短時間雨量が非常に増えてきていますよね。それが、ゲリラ豪雨という形になっているんですが、今、短時間降水量はどのくらいのを考えているのでしょうか。

事業者：中紀ウィンドファームの時では時間雨量 106.614mm です。中紀第二も 106.6mm のままです。

委員：今の、和歌山県内でもそうなんですが、時間あたり 50mm 以上の発生回数が気象庁から和歌山气象台でも出ているんですけども、年々増えているんですね。短時間雨量が増えてきていることは考えていただきたい。どこまでやったらいいのかは、もちろんどこかで基準は持たないといけないのですが、今までこうだったからということではなくて、統計的にも増えてきていますので、考慮できたらいいと思いました。

事業者：前回の審査会の直前ぐらいに和歌山県は大雨降った時も、現地で 72 時間で 300mm、400mm だったと記憶してますので、やはり 106mm が妥当かどうか、我々が決定する権限を持ち合わせてないんですけども、しっかり和歌山県と林野庁と設計の仕方を守っていきたいなと思っています。

委員：先ほどの 576 ページの説明をいただいたんですけども、ほぼ私の計算の数字で間違いないと、目分量でしたんで 5000 m²にしたんですけども、そんなに間違っていない。この升の大きさも私が言っていたのは 2m×2m ですから、ほとんど同じぐらいの大きさである。

事業者：写真はかなり小さいサイズの写真を掲載させていただいていると思います。

委員：一番小さいのでも 16 m²。写真の升は小さすぎないか。

事業者：準備書の P576 で算出している状態というのが、裸地扱い。工事中は裸地扱いでして、写真で写っているのが、工事完了後、裸地扱いではなくなっているんで、沈砂量自体が小さくなっている状況になりますので、工事中の仮設の沈砂池というのはここに記載したような面積が設けられるんですけども、工事完了後に本設で設置されるものについては、写真のようなものになってしまっているということです。ですので、ちょっと申し訳ございません、記載されている写真が工事中の写真ではなかったということで、適切ではなかったかもしれません。

委員：分かりました。それにしても、単位が合わない。少なくとも数 m、一番大きい 6m×6m にしても結構な高さになる。地面に降った雨の何%が地下浸透するかというのは、それは私は知りません。

事務局：勘違いしていたら申し訳ないんですけども、沈砂池というのは、排水を全部貯めるものではなくて、ある程度の時間、そこに留めさせることによって、土の粒子を沈殿させて、時間経過したものはどんどん流していくという機能のものなので、濁水が出ないという言い方をすると間違いで、ある程度の沈降した分の濁水というか、土粒子のあるものはどんどん出ていくというものなので、濁水は敷地からは出ていくと。ただ、出ていくんだけれども、河川とかに到達するまでに山に染み込んだりして、地域の方がいるような河川のところに行くまでには、影響が出るほどではなくなっていると、そういうような予測評価だったと思うんですけども、そういうことですか。

事業者：ありがとうございます。

委員：疑問として残るのは、あれだけの沈砂池ですか、時間 100mm の雨がそこに流れ出して、それが、泥水が下に沈殿して、上水だけが出ていくという状況がなかなか頭では考えにくい。

事業者：私も設計の専門家じゃないので、明確にお答えできないのについては、しっかり許認可で対応させていただきます。

委員：特に意見というわけではないのですが、確認させていただきたいことがありまして、今日の 5 番のやつでやっぱり、夜間景観のところが気になっていまして、方法書手続き時に指摘がなかったのが、評価手続きにおいて実行する項目として追加することは致し兼ねますという答えだった。これ、確認なんですけれど、これはどの段階で出た話だったのか思い出せないんですけど、参考資料の審議会の意見を見ていたら第 1 回には出ていなくて、第 2 回は現地、第 3 回のところの 10 番に「基準のない夜間の景観を恣意的に評価するのは、問題であろうということで対象外とした」と書かれているんですね。いつでた話なんですか、夜間の景観の話は。心配しているのは、ここあらぎ島の景観ってネットとか見ても、星空を見ましようということで大事にする所だと思うので、もし、実際に建って、なんだあの光となった時に、おそらく有田川町としてもおかしいとなった時に、航空障害灯というのは消すことができないですから、そうなったときに企業として対応が大変になってくるので、そうならないように事前に大丈夫だという確信を持った方がいいんじゃないかと思いましたので、評価しなくていいのかというのを確認させてほしい。確認しなくて大丈夫ですか。実際起こったらどうしますか。

事業者：まず、夜間景観の話が出たタイミングについてですけど、3 回目の委員会を開く前、6 月 3 日に委員の方からの意見として、夜間景観について、あらぎ島等の漆黒の闇を守る夜間景観等のご意見をいただいております。

委員：夜間の景観の写真が最後のページに掲載されておりましたが、全然影響していないということですね、あらぎ島には。

事業者：現地からは風車は手前の山によって完全に見えない状態ですので、影響の可能性は

低いと思っていますけれども、一応現地で夜間の状況とか、どの位置にどう見えてないのかというのは評価書に書こうと考えております。

委員：ありがとうございます。白神山地は何度も行ったので、白神は山の中だからいいんですけれども、街の方だと明るいですよ。真っ暗な中では、街の明かりはすごく分かるので、写真ではこうかもしれませんけど、真っ暗な中でちょっとした光でも見えるかもしれませんので、確認された方が後々問題が起こらなくていいかなという思いで確認させていただいた。

事業者：中紀ウィンドファームも建っていますので、その辺も参考にしながら、評価していきたいと思っています。

委員：41 ページのところは光が見えているのは、この写真で事業者の方は言いたいのは、漆黒の闇とは言えないということだと推察しますが、これは道路なんですよ。

事業者：こちらは前回の審査会の後、夜間の状況を確認したいということで、現場に行って撮ってきた写真です。おっしゃるとおり、こちらの道路については街灯の光になります。比較で昼間の状況もお持ちすれば良かったんですが、道路の下のところが暗くなってしまっている部分ですけれども、こちらにあらぎ島のきれいな棚田があるというようなところでして、昼間この場所で撮るときれいな棚田が見えるという眺望点でございます。

委員：委員が言うように直接光が見えなくても、日の光がわいてくるようなものが、航空障害灯の光が見えますのでね。

事業者：後出しのような形で申し訳ないんですけれども、この写真を撮らせていただいた後にあらぎ島の件については、有田川町様のご担当者の方に昼間の景観については、当然、重要景観であるので見えなようにとおっしゃっていただきましたので、完全に見えないということで評価させていただいています。その後ですね、今回、この委員会の中で夜間の景観についても航空障害灯の明かりで夜空が明るくなってしまうんじゃないかということで、ご意見をいただいてまして、それであらぎ島の夜間の景観について、有田川町の話をお伺いしたいとヒアリングに行ってきたんですけれども、その時に有田川町としては、夜間のあらぎ島の景観としては、あまり想定はしていなかったというご回答をいただいておまして。実際、私もカメラは、手元の iPhone のものであったので、あまりちょっと画質が悪くなくて申し訳なかったんですけれども、近くに眺望台のところですね、夜間でも確認できるようにと、LED の明かりで、こちら、この眺望点を見ると、そこの山が何山でということで見えるようにですとか、比較的明かりがあるような環境です。続けて申し訳ないんですけれども、住宅の中で、道を抜けてあらぎ島の眺望が見えるという形になってますので、住宅の方々の明かりですとか、少なくとも漆黒の闇とか、そういった状況ではないというふうに考えてるといえるのは、有田川町からもいただいてまして、先ほど気象協会からもいただきましたけれども、状況については、確認

させていただきますということで有田川町にも、お話をさせていただいております。

委員：要約書の 29 ページ、土捨て場の場所及び量、前回もちょっと質問あったときに、かなり、いい加減に流されてしまったんで、もう一度、繰り返したいんですけども。可能な限り埋め戻して、埋め戻せない分は、対象事業実施区域外へ搬出するとあるんですけども、この対象事業実施区域外というのは、どこでしょうか。

事業者：対象事業実施区域については、32 ページの黒く囲っている区域です。

委員：その外へ出すということですね。

事業者：そうですね。

委員：区域外ということは、現在稼働しているウィンドファームの時に出土を搬出したところへ持っていくということですね。

事業者：現時点で何も決まっております。

委員：そこね、私たちにも非常に問題あるんですけども、反省せないかんのですけれども、前回の時に搬出したやつを修理川の向いの谷の方へ持って行って埋めているという地区住民からの声を聞いたんです。谷へ埋めている、それで、そこへ持って行ってやったら、結局、環境影響評価対象外へ持っていかれて、私だって全然知らなかったことで、結局その自然破壊というのを、我々全然知らずに終わってしまう。そういうことになったら困ると思って今、聞いたのですけど。かなり大量の土砂をその谷へ盛土して、埋めていくという声を聞く。私、実際に見に行っていないので、どの程度か分かりませんが、前回は盛土のこと、意見ありましたけれども、それも、うやむやになってしまっていて、結局、うやむやで、蓋を開けたらえらいことになってたということになったら困るんで、今、再確認をしてるわけです。

事業者：現状、場外搬出ということは決まっておるんですけど、出先は、まだ発注先も決まっていないので、明確なことは言えないんですけども、基本的に今回発生する残土を新たに、谷を埋めてというような計画にはならないということで、考えております。

委員：谷を埋めた事例はあるということですか。

事業者：中紀ウィンドファームに関しては、アセスの影響予測対象として残土処分場も評価いただいて、そのエリアを林地開発、保安林解除と手続きを踏んで、残土処分場を設置させていただいております。

委員：私もね、はっきり現場見に行行って言ったんじゃないしに、住民からちょっと昨日電話いただいたんです。そこどうなってるのと電話受けた時に、申し訳ない、私知りませんという、答えを出しました。明日あるから質問しますねと言ってこらえてもらったんですけども、前回も、ウィンドファームの事業の時にどこへ捨てるかということを我々問題にしなかったところに、ちょっと責任があるなと思ったんで、そこへは捨てないということですね。

事業者：中紀ウィンドファームの時は、場内で処分しますということで、今回は場外でということ。

委員：だから、場外だったらどこでもええと言うんじゃないんで、谷というのはものすごく自然豊かな所なんです。稜線を守って、谷をつぶされたら何にもならんと思うんで、非常に私、申し訳ないなと思って反省しているんです。

委員：すでに委員のところに住民の皆さんから電話があつて、場外に搬出があつたというのは事実だつたということで電話があつたということですね。今回はまだ事業してないんで。

事業者：先生のところにも多分、電話があつたお話は、前回の中紀ウィンドファームの時に、残土処分場を作ってますよねと。そういうお電話ですよ。

委員：まだまだ運びそうな雰囲気があるんで今回のやつもそこへ運ばれるんじゃないですかということを書いてきた。それで、今の現状でも、この前の、土砂崩れの話もありましたけれども、そういうような状態で、非常に心配だという地質学者の意見もあるんでという、そういう電話でした。

事業者：修理川の住民の方、かなり数いらっしゃるんで、どなたか分からないですけど、先日、熱海の方の産廃のような埋立ての災害があつたということで、当然、修理川の地区の皆さんには、前回中紀ウィンドファームで、残土処分場を地区内で作らせていただくということでご説明させていただいて、ご理解いただいて、作ってるんですけども、熱海のことがあつた後で、区長さんとお話してる中で、住民の皆さんから、実際にどういった盛土をしてるのか、ちょっと確認しておきたいというお言葉をいただきました、区長さん含め住民の方、区長さんともう1名、男性だつたんですけども、実際、現場の方を見ていただいて、しっかりやってもらってるようなので、これだったら大丈夫かなというようなお言葉はいただいております。

委員：私言ってるのはその大丈夫、大丈夫じゃないというんじゃないしに、影響評価の中で問題にしている地域の外だったら、どんなにしても構わんのかということをお願いしたいわけです。非常に自然度の高い谷をつぶしてしまつて、稜線の自然を守りました、というんじゃないので、そこを、私、きっちり確約して欲しい、そこへは捨てませんとか、もっとちゃんとした土捨て場へ持っていきますというような意見があれば、今回のこの話も、がんばって欲しいなということで、終わらせたいんですけども。外へ持っていったらいいでしょじゃ、話が進まないということをお願いしたい。我々委員も反省せないかんと思う。

事業者：場外の場合、評価の対象になっていないというのが問題なのだろうと思うんですけども、現状ちょっと決まっていないというところは、それ以上でもそれ以下でもないというところにして、なかなかちょっと評価できるか、現時点ではちょっと難しいんですけども、少なくとも、場外で全然関係ない所、谷を埋めてとか、そういう話ではございませんので。

委員：今現在埋めているところも、それ以上盛土を高くしないということですね。

事業者：現時点では、決まっていなくてしか言えないんですけども。

委員：これ、返事できないですね。

事務局：環境影響評価の中では、例えば廃棄物であったりとか、残土であったりとかというところでの環境配慮をどう配慮していくのかというのを評価していくのも一つの項目になっているので、廃棄物だけではなくて、残土についても同じことが言えるのかなと思います。例えば木くず、がれきのコンクリートがあったら、どこに持っていくかは、まだ決まっていなくてもいいんですけども、どんな処理をしてリサイクルして配慮しますというようなことをまとめられると思うんですけども、同じようなことが残土についても、持って行先は決まっていなくても、ある程度方針とかどんなふうにやっていくかというところは、環境配慮として、評価書の方に書いていって、実行されるということではできるんじゃないかと思うんですけども。

委員：参考資料3の右側の欄を見ていると、空欄になっているところが出てくる。これは何ですか。例えば、8番事後調査結果の中で示せたらと思う。これは、ペアができるかできないか、できませんでしたという報告してどうなるんですか。事後調査でうまくペアができませんでした、発電機を取り外して元の森林に戻しますと言ってくれるならいいですけど。それから、11番、緊急避難的に移植して守ったというふうには考えないでほしいと、間違いである。緊急避難しただけであって、オペレーションとして存在する。何の役に立つのか、これも答えが出てきていない。生物景観のところ、「ちゃんと調査・検討されたのだろうか」という疑問が残っている。」これも答えが書いていない。答えは、都合いいところに立ったのが、事実。後で問題を何とかするのは誤魔化しでないかと思う。

事業者：8番のところから回答させていただければ。こちらは、現在、広川とか中紀ウィンドファームの方の事後調査でも、クマタカのペアが確認できていないんじゃないかということで、確認させていただきまして、こちら中紀ウィンドファームが4月から運転開始させていただきまして、その今、事後調査をさせていただいてるんですけども、つい先日の8月の調査につきまして、今、そこがなくて申し訳ないんですけども、広川ペアというところで、幼鳥が見つかったというような調査結果が届いております。報告が遅くなって申し訳ないんですけども、こちらについては1年間、4月から始めさせていただいたので、来年の3月までの1年間を見させていただいて、和歌山県の方にも提出させていただくような調査報告書になっていますので、そういった形でまた改めてまとめて報告をさせていただきたいというふうに、考えております。

委員：その広川ペアというのは、広川ダムの側のちょっと離れたペアですよ。

事業者：おっしゃるとおりです。

委員：それは中紀ウィンドファームの方にも含まれて、繁殖が確認されたということですか。

事業者：そちらの方は幼鳥が確認されたと。

委員：そこと、修理川はもしかしたらいける、でも今度されたら、修理川はダメになるかもしれない。尾根の南側は全然駄目でしょ。

事業者：調査、1年やってるということで、ございまして、事後調査については気象協会さんと違うところをお願いしているということもありまして、気象協会さんからお答えするのは難しいかと思うんですけども、まず、1年間やらせていただいて調査成果をまとめさせていただいて、またちょっと来年度以降もするかどうかなどいうことは改めて検討させていただきたいと思います。

委員：それは今も今後十分調査をお願いしたいと思うんです。

事業者：改めて検討させていただきます。

委員：1つ前の土取りの件ですけども、事業が確定してないから、明確には、答えられないということでしたけれども、環境影響評価というのは、事業にあたって環境に与える影響を確認して、それを評価するというのが大事ですから、事業に関連していくような事柄についても、確認しなければいけないし、それが、範囲内に収まるようにしていかなければいけないということ、確定していなくても。確定していませんのでできませんでは、説明ができないので、確定してないけれども、こういう条件でこういう状況の中でやっていくと。しかもですね、環境影響評価では近隣の住民に説明していくという話もあるのに、土取りの所で周辺住民の話を聞いてないということにもなりますから、そこはきちっと付帯工事であってもやっていけばいいんじゃないですか。

事業者：周辺住民の方々には、残土の処理が大阪湾なのか最寄りの集落の近辺の残土処分場を持っていくのか決まっていないということで、それ以上、今、決めますということではできないんですけども、基本的には計画を進めていって、ここになりましたといった時には、しっかり、近隣の地区の皆さんにご説明させていただいておりますので。中紀の時も、修理川の残土処分場を作ると谷を埋めさせていただきたいということで、修理川の皆様にはご相談とご説明をさせていただいて、ご理解いただいたと。先ほどお話しましたけれど、この間、熱海の件があった時は、直接そういった心配もございましたので、現状、しっかり見ていただいて、ご安心いただけたのかなと思っております。

委員：委員の心配されたこれ以上積まないという話はないわけですよ。

事業者：現時点では想定をしていないんですけども、絶対ないというのは、私も今決まっていなかなと言えないので、現時点では想定していません。

委員：想定してないものに住民合意が得られるというのはどういうことですかね。

事業者：地元合意に関しては、まずいいですかという相談から、スタートしますので。

委員：その相談というのは、持ち込む土量とか高さとか、当然入ったなかで。

事業者：そうですね。

委員：処分するのは、コスモエコパワーさんが主導してされるんですか。それとも、処分する業者を探すだけなんですか。そこに任せるといいますか。

事業者：基本的には業者を選定させていただいて、適切に処理してもらおうと。

委員：しっかりコントロールしておいてもらわないと、問題が起こるんじゃないですか。

事業者：そうですね、おっしゃるとおり、訳の分からないところに捨てられては困りますんで。

委員：この参考資料3の22番目に航空灯は付けないといけない。漆黒の闇がなくなるけど、星空も見えにくくなるかもしれないのであれば、風車をやめないと駄目であると、回答がないですけれど。

事業者：こちらの、参考資料3については、和歌山県様の方で追記事項として取りまとめいただいております、ちゃんと私共のほうでいただいていたということでも空欄に。

事務局：事務局から補足させていただきます。この参考資料1、参考資料2、参考資料3は、議事録のようなもので、どういうふうな議論が今までされたのかというのを分かりやすくするために、質問と当日のご回答を併記させていただいております。空欄のところは、当日、事業者の方からそれに対して明確に答えがなかったということで、記載はしていません。よろしくお願いします。

委員：そういうことですので、それに対する回答をお願いします。

事業者：先ほどお話をさせていただいたところに、あらぎ島のところに重なってしまうこともあるかと思うんですけども、現時点で景観や夜間景観として、漆黒の闇ということでは評価させていただくということの項目については、今回は当てはまる場所はないというふうに考えておまして、こちらについては先ほどのあらぎ島の方のお話もありましたけども、星空については見えなくてということについては、また改めて建てさせていただいた後に、時点の確認ということはさせていただくということで予定してございます。

委員：今日、欠席している委員の質問なんですが、答えられてない。風車をやめないと駄目であると書いてある。要するに漆黒の闇が保証されなければ風車をやめるとそう書いていますよ。それに対してどういう答えを用意しているのですか。

事業者：現地のあらぎ島は現状、夜間、漆黒の闇ではないという理解です。もう住宅環境の近接して、先ほど写真をご説明させていただきましたけれど、あれが通常の状態でもう漆黒ではなく、ライトアップしてあらぎ島を見るのであれば、逆にライトアップして明るくなる。

委員：まず初めに、先ほどありました廃棄物と残土のお話については、産業廃棄物は廃棄物処理場にもっていかなければならないというのは、法律で決められております

ので、それを、あのエリアで、どっかに持っていくということはありえない話なので、それを適正にさせていただくということで、残土についても、昨今の問題、先ほどから、ご指摘ありましたように、各自治体が早急に条例の見直しを含めて、高さの制限なんか含めて一番新しいものに、折れないように改めているかと思えますので、それをもとにきちっと、おそらく、現在の今書いてらっしゃる改変面積を少なくするというのと場内利用するというので、もう環境保全措置がとられてるというようなことを超えて、ぜひ、影響のあるエリアにそれを、場内利用の拡大対策で持っていくようなことがないようですとか、業者をきちっと決められたルールに従って、場外搬出する場合でも、適正処理しますということを含めて、環境保全措置として、しっかり評価していただきたいという指摘だったと思いますので、私も、そのとおりだと思います。

折角、今日は冒頭にずっと、特にブナの指摘の3にありました、ブナの重要種の分について、改めて、皆さんご指摘いただいた部分を再度繰り返すつもりはありません。私は今回、特に問題になっている8号機について、あえて位置をずらしたということまで検討いただいているということについて、これに関連してなんですけれども、先ほど、委員の方では、この種は単に種ではなくて、特に西の端にある、私は決して専門ではないんですが、西の端にある西端のところにある種の保全って非常に重要なんだというご指摘がありましたので、その種を含んだ森を保存するという意味でのこの種を、その種を蒔いてくれる重要種の今の8号地のブナをずっと維持していくということがすごく大事であって、それは単に種の保存だけではなくてですね、その種だけの保存ではないというようなこと、今、遺伝子の話ですとかいろいろ、繰り返し文化的な価値うんぬんで、このお話をいただいたと思います。

それで、改めて今回のこの回避案というのを見させていただきますと、やはり限りなくブナの生育地に近い訳です。生育地というか生育地点に。資料1の右下に大きく12ページと書いてある「生育地はいずれも改変されないことから」というようなこと書いてあるんですけども、区域というだけで、これにはかなり実勢が伴うこれは措置だと思うんですね、ほんの10メートルとか10数メートル先にはもう、切土の法面が発生するわけですね。

そこでブナ、しかも高木で立ってるわけで、できるだけ今の保全策としては、ブナの位置よりも限りなく影響が及ばないように、8号地のエリア内で風車を移動できないか、改変面積をもっと11号地に近いぐらいの距離に離せるぐらいの措置が取れないかということ考えたときに、おそらく、8号地だけ考えてたんではこれは難しく、おそらく9号地とかのバランスで、多分8号地がもうこれ以上、位置がずらせないような話があったのかもしれないのではないかと思ったんですよ。

その時に改めて今日の委員の指摘は、すごく、この8号地の種であったとして

も、種のこのブナを、本当にしっかり守る、担保するってことが大事だということが、改めて、いろんな角度から指摘されたわけで、それを踏まえてもう一度、例えば9や10の位置を少しずつずらすことでバランスを保ちながら、8の風車の位置をずらすことで、さらにブナから離してずらすことで、改変面積、ここまで、例えば、11号地だと50メートルぐらい離れている訳ですよ。それぐらいのエリアにバッファーをしっかりと取りますというような計画にできないものかなあということ、ちょっとお聞きしたかったのですが、いかがでしょう。

事業者：先生がおっしゃったことは、風車もお互い風の影響を干渉してしまうので、あまり近づけられないということもございますけれども、8号機ももともとそのエリアを縮小した上で、規模を確保するために、結構、風車間隔が狭い計画になっておりますので、さらに、8号機、9、10合わせて東に移せるかとそれも踏まえて、今回、ぎりぎりこういう形だったので、今から、お約束することはちょっとできないんですけれども、ちょっと考えてみます。

委員：関連したことなんですけれども、さきほどの航空灯の22番の言葉があって、風車をやめないと駄目であるとあって、それは、もしそういうことがあったら、航空法があるから仕方がないんじゃないのという立場で、絶対12機立てるという立場を崩さないというのが問題だという話だった。それだったら、問題があるんだったらやめないといけないんじゃないですかという検討はできないんですかという話だったんですけど、これ、今日最後なんでどうなるか分からないんですが、この8号機、諦めることはできないんですかという話になるんじゃないですか。どうしても12機建てるという前提が、崩されないので、それがありきなもので、先ほどの漆黒の闇の航空灯の話も繋がってると思うんですけれども、その辺は、検討できないんですか、もう次がないので、言うだけなんですけど。

事業者：私も権限がないもので、止めますというのは、今、言えないんですけれども、例えば、先生からいただいた8号機、11号機というところの件ですね、今回、地権者の方々には、ご理解いただいて、事業やってくれということでご賛同いただいているんですけれども、今回地権者の方々、ちょっと先生も土地所有者にしっかり、価値を理解された上で、守るべきだということで記載いただいておりますが、やはり、森林所有者の方々が、持っているところの収入が上がるということが、生活に必要なことになりますので、事業をそこに置かない代わりにそれを守っていくという時にどういった地権者の方々、メリットがあるのか、ちょっと私も分からないんですが、例えば、今回は、もし風車事業を始めるとなると工事期間いれると23年、24年という期間になります。我々もコスモエネルギーグループになりますんで、CMとかで植樹だとか、和歌山県内では海南の方でビオトープとか、やってるふうと言われればそれまでなんですけれども、そういった形で、一応、環境活動には力を上げている企業でございます。事業期間中に、例えば毎年予算をつけて、何

ha か、今回、天然林というか二次林を改変する面積プラス何 ha というのを毎年、植林されているところを植え替えるとか、そういったところで代償措置みたいな形になってしまいますけれども、20 年かけて、白馬の二次林、天然林を増やすご協力をするとかというものの、こういったものを、何 ha、何年間とか、植林の仕方だとかというものを評価書に記載させていただくとか、何か共存できる方策を見いだせればなと思っております。

委員：企業として環境貢献に努力されるというのは素晴らしいことと思うんですけども、「紀伊半島西限域のブナ林について」と書かせていただいたのは、土地所有者の方にいろいろお話をさせていただいて、納得していただいているというのは、事業者さんをお願いしているんじゃないかと、県の責任としてやってほしいなど書いているんであって、あわせてここに書かしていただいているのは、もう、ブナが生えている森林エリアにある風車については断念していただきたい。そんなふうに書かしていただいている、そういう風に理解してください。

委員：何遍も言いますが、地区の同意はあったから捨てたというのは、我々、ここで一生懸命話してるの、地区の同意があつてやりましたとされたら、何か非常にむなしいんですね。さっきも言いましたように、行くところがないから、地区の同意があつたんで、あそこへまた積みましたって最終的にされたら困るんで、何遍も、しないですねということを行っている。もしあそこでするなら、もう一度、谷の環境をちゃんと調査して、守るべき植物や動物がないか、ちゃんとしてから、相談してほしい。そういうふうに思います。

とにかく、ここで我々は言いたいこと言うたから、もうこれで同意しますというようには、私個人としてはしたくないわけです。知らないところで、前回のやつも知らないところでそうされてしまったので、今回は知ったら最後、ちゃんとやって欲しいなそう思うわけです。

委員：地域住民の意見のところにもう一つ重要な報告書の課題があります。それは、参考資料 3 の 23、最後の方に書いていますが、専門家の意見があります。別添資料 10 ページに書いてあるところの、予測及び評価の結果というところで、「専門家等の助言を得る」と、専門家って何やと、ここで、専門家によって指摘されました、そうでございますかというわけにはいかない。専門家もピンからキリまである。もし、ここで専門家の意見を聞いてと書いたということは、一般的にはこの調査の内容を十分に理解した上で、この意見を述べたとしか。我々は、そうとっていいのか、完全にこの事業を理解した上でとったのか、それでもなおかつ、専門家というのはいろんな専門家がいる。姓名、身分を明らかにしろというのは、なかなか難しいと思いますけれども、少なくとも何段階も専門家のランク分けをして、ABC とか、それでもっともだという人は、これ専門家と言うけれども、専門家といってもいろいろあるから、そういうのでいっぱいとからげにして、専門家の意見はこうでした

という問題があります。それで、なるべく専門家というのを文章に書いたら、その専門家はどのような身分の専門家であるかという、その、ただし書きをどっかにしてほしい、ということが一つ。

それから、その専門家に助言を得るということは、その事業内容をすべて理解してもらった上で、助言をいただいたということを知り取る。我々も了解事項として認めるということにしてほしいということが一つあります。

先ほどの知らない間にやってもらったと、住民の同意を得たからオッケーだなんていうのは、鼻から非常識な話である。あんまり適当な例じゃないかもしれないけれども、バーミヤンの石窟が爆破された、タリバンによって。それで、世界中の批判を浴びた。なぜ、我々が批判せねばいけないのか。中東の問題なんかじゃないんですよ。同じように自然というのは、文化財産と同じように我々の人類の財産。それを住民が OK と言ったから OK ですと言われたって、そんなことを言われたのでは話にならない。初めから、基本的に哲学がなってないと思います。

以上です。

委員：さきほど、8号の鉄塔については、委員の方からまとめてご意見をいただきましたけれども、今のところ8号についてはブナ林の問題とあらぎ島の問題があって、鉄塔をつける場合、環境影響評価の審査としては、課題と考えられるとの答申かなと思います。あらぎ島は漆黒の闇というのは、この写真で、道路があるとありますけれど、道路を作るというのは、私は計画に参加したことがありますけれども、線形を変えるという話があったのですが、そこだけ線形を変えるというのはとても困難なので、見えるようになったんですけども、道路でこれもやはり電気はなかったらダメなので、それでもなお、できるだけ漆黒の闇を追求したいという考え方は、尊重すべきでもあって、現在、そうじゃないから、もうないですよという言い方はない。できるだけ漆黒を追求するのは、ない方がいいに決まっていますので、8号塔は作らなかつたら回避するんじゃないですかという意見は当然出てくる。8号塔については、大幅にこれを変更できないのであれば、なしであった方がいいのではないですかという意見は出てくると思います。

委員：11、12は白馬のクマタカに近いです。環境も素晴らしいので、あれを削って、ずいぶん高いところに160mの風車を建ったら、周りを通る車の人は恐ろしいと思います。もし落ちてきたらどうするのかと思ってしまいますよね。

委員：そうすると、11、12についてもクマタカの飛行を考えたら、断念すべきだと思います。

委員：最後に、資料1の38ページの、今後の取組の、これを読み上げる。いいことが書いてある。「純音性成分の評価等の、現時点で知見が不足している風力騒音の人への影響に関すること。」「既に風力発電施設が設置されている地域に新たに別の風力発電施設を建設する場合の騒音の累積的な影響に関すること。」「今後風力発電

施設が超大型化した場合の騒音等の影響に関すること。」、こういうことが、今後の課題として残されてると、環境省も書いてある。必ずしも、環境省の文章ではクレームをつけたいところはいっぱいあるんですけども、ここだけは、まさしく正解だと思いますので、皆さんもこれを心にとめて、事業をやっていただきたいと思います。

委員：環境音も基準があって、先ほど、基準を超えないとありましたけれども、環境には余裕がなければならない。環境もキャパシティーがあって、基準ぎりぎりまで大丈夫という話ではなくって、環境のキャパシティーに対して余裕があるとゆうことで物事を納めていっていただけなければならない。そういうものの考え方でないと、これから厳しいと思います。